

## 「磐田市迷惑防止条例」の解説

### 目次

目的（第 1 条）	2
定義（第 2 条）	4
市民等の責務（第 3 条）	5
事業者の責務（第 4 条）	6
市の責務（第 5 条）	7
環境美化の日等（第 6 条）	8
環境美化指導員（第 7 条）	9
投棄の禁止（第 8 条）	10
回収容器の設置、管理等（第 9 条）	11
土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）	12
飼い犬のふんの放置の禁止（第 11 条）	13
指導又は勧告（第 12 条）	14
屋外における廃棄物の焼却行為への配慮（第 13 条）	15
周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮（第 14 条）	16
飼い猫の飼養者の配慮（第 15 条）	18
措置命令（第 16 条）	19
立入調査（第 17 条）	20
公表（第 18 条）	21
雑草等除去の代執行（第 19 条）	22
委任（第 20 条）	23
施行期日（附則）	24
磐田市環境美化条例の廃止（附則）	24
経過措置（附則）	24

## 目的

第1条 この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

### （磐田市迷惑防止条例制定の経緯）

近年、モラルの低下や相互扶助（助け合い）意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで行政の関与が求められることが増加しています。

このような状況を踏まえ、市では、迷惑防止条例を制定し、市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与することを目指します。

また、市では、これまで磐田市環境美化条例に基づき、ごみのポイ捨て等の改善に取り組んできましたが、目的が類似し、迷惑防止条例において規定する内容の多くが重複しているため、環境美化条例の趣旨をできるだけ継承し、磐田市環境美化条例は廃止することとしました。

### （磐田市迷惑防止条例制定の趣旨）

1. 市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなるような条例とします。
2. 日常生活に伴い発生する周辺の生活環境を損なう行為で、近隣との人間関係を悪化させる恐れのあるものを主に規制の対象とします。
3. 現行の環境美化条例、法律等及び県条例により規制されている事項も磐田市迷惑防止条例へ盛り込み、規制すべき迷惑行為とし、一貫性を図ります。
4. 磐田市環境美化条例は、目的が類似し、規制項目が重複するため、廃止します。
5. 環境美化の日、環境美化指導員の制度は磐田市迷惑防止条例へ継承します。
6. 罰則は設けなくて、違反事実等の公表とします。

（解説）

1. 本条は、この条例の目的を示したものであり、他の条文もすべて本条を基本として規定している。

2. 磐田市環境美化条例との比較

（廃止） 磐田市環境美化条例	（制定） 磐田市迷惑防止条例
（目的） 空き缶等、ごみの散乱、飼い犬のふんの放置を防止し、空き缶等の回収、再資源化により、資源の有効利用及び環境の美化を図り、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与する。	（目的） この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。
（規制対象行為）	（規制対象行為）
不法投棄（飲食料容器、吸い殻、ガム等）	不法投棄（廃棄物全般）
自販機業者による回収容器の設置、適正管理義務	自販機業者による回収容器の設置、適正管理
公共の場所等の飼い犬のフンの放置	公共の場所等の飼い犬のフンの放置
空き地の雑草、ゴミの適正管理	土地、建物の雑草、竹木、廃棄物等の適正管理
※上記違反の場合、過料あり	屋外における焼却
	生活騒音
	生活悪臭
	飼い猫の適正管理
	※上記違反の場合、一部その旨公表あり
環境美化の日の制定	環境美化の日の制定
環境美化指導員制度	環境美化指導員制度

## 定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑行為 第 8 条から第 11 条まで、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等（空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。以下同じ。）を回収するための容器をいう。
- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
- (8) 飼養者 犬又は猫を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (9) 飼い犬 飼養者のいる犬をいう。
- (10) 飼い猫 飼養者のいる猫をいう。

### （解説）

1. 本条は、この条例で使用する用語の定義を明らかにしたものである。
2. 第 2 号の「居住」とは、住民票の有無ではなく、現実的に市内に住むことをいう。
3. 第 6 号の「その他の飲食料を収納していた容器」とは、容器包装リサイクル法による「商品の容器・包装」であつて、容器の栓、ふた、キャップ、包装紙、皿などをいう。
4. 第 7 号の「公共の場所」とは、不特定多数のものが自由に利用し、又は出入りすることができる場所をいい、本号ではその代表的なものについて例示したものである。「その他これらに類する場所」には、このような場所や学校、病院、公民館、図書館等のいわゆる公共施設などすべてが含まれる。
5. 第 8 号の「飼養者」には、犬又は猫を飼っている場合の他、他人の犬又は猫を預かっている者も含まれる。
6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）抜粋

### （定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

## 市民等の責務

第 3 条 市民等は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

（解説）

1. 本条は、市民等が果たすべき責務について規定したものである。
2. 「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
3. 「迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努める」とは、この条例で規定する迷惑行為をなくすため外出先で発生した空き缶等を持ち帰ることなどや、所有する土地等を清潔に保つよう努めること、日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺的生活環境を損なうことのないように努めること、自ら清掃活動を積極的に行うことなど、市民としての率先的な行動をとることをいう。
4. 「市がこの条例の目的のために実施する施策に協力」とは、「環境美化の日」など市が実施する事業へ協力することをいう。

## 事業者の責務

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

（解説）

1. 本条は、事業者が果たすべき責務について規定したものである。
2. 「事業者」とは、市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
3. 「迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置」とは、事業活動全般にわたり、この条例で規定する迷惑行為の防止や事業所及び周辺の実化活動を推進すること、また、自動販売等の事業活動にあたり、空き缶等の回収する容器・設備を設置することなどの必要な措置をいう。
4. 「市がこの条例の目的のために実施する施策に協力」とは、「環境美化の日」や「まち美化パートナー制度」など市が実施する事業へ協力することをいう。

## 市の責務

第 5 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、市民等及び事業者が迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に関し理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めるものとする。

（解説）

1. 本条は、市が果たすべき責務について規定し、市の役割を明らかにしたものである。
2. 「必要な施策を総合的に実施」とは、
  - (1) この条例に規定する迷惑行為を防止するための、市民等、事業者、飼養者及び土地又は建物の所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること
  - (2) 市関係各課が情報を共有し連携すること
  - (3) 環境美化推進員等との協働すること
  - (4) 自治会連合会や単位自治会等と連携すること
  - (5) 磐田市内の事業所によって組織された団体等と連携すること
  - (6) 迷惑行為禁止の看板設置、啓発資材の配布や各種イベントの際に啓発活動を行うこと
  - (7) 「まち美化パートナー制度」等ボアランティア活動への積極的な参加を促進すること

## 環境美化の日等

第 6 条 市長は、良好な環境の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

2 市内に居住する者及び事業者は、その周辺地域において、清掃活動等を積極的に推進し、環境美化に努めなければならない。

（解説）

1. 本条は、磐田市環境美化条例第 7 条に規定されていた環境美化の日を引き続き条例上規定し、市内に居住する者及び事業者の果たすべき責務について明らかにしたものである。

2. 毎年 6 月と 11 月に「磐田市環境美化統一行動」として各地域において、ごみ拾いや除草作業を実施している。

3. 磐田市環境美化条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 163 号）抜粋

（環境美化の日）

第 7 条 市長は、環境美化の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。



## 環境美化指導員

第 7 条 市長は、地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員（以下「指導員」という。）を委嘱することができる。

2 指導員は、環境美化に関する啓発、指導その他の活動を行う。

3 指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（解説）

1. 本条は、磐田市環境美化条例第 8 条に規定されていた環境美化指導員を引き続き条例上規定するものである。
2. 環境美化指導員の職務は、本条例に規定する迷惑行為全般にわたるものではなく、磐田市環境美化条例の職務の範囲を踏襲し、地域におけるごみの不法投棄、犬のフンの状況調査・報告、その防止対策の検討・実施、関係会議への出席等とする。

## 投棄の禁止

第 8 条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

（解説）

1. 本条は、快適な生活環境を確保するために廃棄物の投棄を禁止したものである。
2. 「何人」とは、市民等や事業者だけでなく、市外の事業者も含むことをいう。また、「みだりに」とは、「社会通念上正当な理由があるとは認められない場合」のことをいう。
3. 「公共の場所」とは、公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
4. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
5. 廃棄物の投棄の禁止に関する規定のある法令としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条（投棄の禁止）のほか、「軽犯罪法」第 1 条第 27 号（汚物又は廃物を捨てた者の罪）、「道路交通法」第 76 条第 1 条第 5 号（道路において進行中の車両等から物件を投げる事）、「磐田市普通河川条例」第 3 条（禁止事項）等があり、罰則が適用される場合がある。

## 回収容器の設置、管理等

第 9 条 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

（解説）

1. 本条第 1 項は、自動販売機により飲食料を販売する者が空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理することが重要であることから、自動販売機により飲食料を販売する者の義務を規定したものである。
2. 本条第 1 項に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
3. 「回収容器」とは、空き缶等（空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。以下同じ。）を回収するための容器をいう。
4. 本条第 2 項は、回収した空き缶等の再資源化について、自動販売機により飲食料を販売する者の努力義務を規定したものである。

## 土地又は建物の雑草等の管理

第 10 条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するもの（第 19 条において「雑草等」という。）により周辺の生活環境を損なうことのないよう管理しなければならない。

（解説）

1. 本条は、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者自らが清潔な環境を保つことにより、周辺の生活環境を損なうことのない環境をつくっていくことが必要であることから、所有者等の義務を規定したものである。
2. 「その他これに類するもの」とは、廃棄物以外のもので周辺の生活環境を著しく損なうおそれのあるものをいう。
3. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。なお、第 16 条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎても履行しないときは、第 19 条の規定により土地の雑草等除去の代執行ができるとしている。
4. 建築物又は建築物の敷地の維持保全については、「建築基準法」第 8 条（維持保全）・第 9 条（違反に建築物に対する措置）に規定がある。
5. 道路の交通に危険を及ぼすおそれがある竹木等については、「道路法」第 43 条（道路に関する禁止行為）に規定がある。
6. 農地の雑草繁茂については、「農地法」第 4 章（遊休農地に関する措置）に規定がある。
7. 空家等で防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定がある。

## 飼い犬のふんの放置の禁止

第 11 条 飼い犬の飼養者は、その飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

（解説）

1. 本条は、良好な生活環境を確保するため、飼い犬の飼養者に、ふんの放置の禁止の義務を規定したものである。
2. 「飼い犬の飼養者」とは、犬を飼っている場合の他、他人の犬を預かっている者も含まれる。
3. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
4. 飼い犬のふんの放置に関する規定のある法令としては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺的生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「磐田市飼い犬条例」第 3 条（飼育している場所の清潔保持、汚物の衛生的処理）等がある。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺的生活環境が損なわれる事態への改善命令等）等による罰則が適用される場合がある。

## 指導又は勧告

第 12 条 市長は、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条は、投棄の禁止（第 8 条）・回収容器の設置、管理（第 9 条第 1 項）・土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）・飼い犬のふんの放置の禁止（第 11 条）の規定に違反した者に指導又は勧告することができることを規定したものである。

### 迷惑行為への対応

条	項目	努力義務	禁止・義務	指導・勧告	命令	立入	公表	代執行
8	廃棄物の不法投棄		○	○	○		○	
9	自動販売機 回収容器の設置、管理		○	○	○		○	
10	土地、建物の 雑草・廃棄物等の管理		○	○	○	○	○	○
11	飼い犬のふん放置		○	○	○		○	
13	野焼き	○		○		○		
14	生活騒音	○		○		○		
14	生活悪臭	○		○		○		
15	飼い猫の管理	○		○		○		

## 屋外における廃棄物の焼却行為への配慮

第 13 条 何人も、屋外における廃棄物の焼却行為により周辺的生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

2 市長は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条第 1 項は、良好な生活環境を確保するため、周辺的生活環境を損なう屋外における廃棄物の焼却行為への配慮について、努力義務を規定したものである。
2. 「何人」とは、市民等や事業者だけでなく、市外の事業者も含むことをいう。
3. 「焼却行為により周辺的生活環境を損なうこと」とは、煙の量や臭い、有害物質の発生等が近所の迷惑になる焼却行為をいう。
4. 本条第 2 項は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうときは、当該焼却行為をした者に対し、周辺的生活環境を損なうことのないように指導又は勧告することができることを規定したものである。
5. 屋外における廃棄物の焼却行為に関する規定のある法令としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2（焼却禁止）、「悪臭防止法」第 15 条（悪臭が生ずる物の焼却禁止）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 100 条（野外における焼却行為の制限）等がある。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2（焼却禁止）等による罰則が適用される場合がある。
6. この条例では、できる屋外の焼却行為、できない屋外の焼却行為を定めるのではなく、すべての屋外の焼却行為について、周辺環境への配慮を努力義務としている。

## 周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮

第 14 条 市民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条第 1 項は、日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭への配慮について努力義務を規定したものである。
2. 「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。また、「居住」とは、住民票の有無ではなく、現実的に市内に住むことをいう。
3. 本条第 2 項は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、周辺の生活環境への配慮についての指導又は勧告することができることを規定したものである。
4. 騒音又は悪臭に関する規定のある法令としては、「騒音規制法」（ただし、生活騒音の規制なし）のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 73 条（生活環境への配慮）・第 74 条（深夜の静穏保持）・第 76 条（拡声機の使用制限）、「悪臭防止法」第 14 条（日常生活に伴う悪臭防止）・第 15 条（悪臭が生ずる物の焼却禁止）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 17 条（ふん尿は原則的に肥料として使用できない）、「磐田市飼い犬条例」第 3 条（飼育している場所の清潔保持、汚物の衛生的処理）等がある。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 76 条（拡声機の使用制限）等による罰則が適用される場合がある。
5. 騒音の具体例
  - (1) 音響機器（テレビ、ラジオ、ステレオ、ピアノ等の楽器類）の使用
  - (2) 家庭用工作機器（電気かんな、電動ドリル等）の使用
  - (3) 家庭用機器（給湯器類、電気洗濯機乾燥機、掃除機等）の使用
  - (4) 空調機器（ルームエアコン、換気扇等）の使用
  - (5) 自動車のアイドリング、積み降ろしの作業音等
  - (6) ペットの鳴き声



6. 悪臭の具体例

- (1) 浄化槽の保守点検等の不備により、排水溝等へ排出された汚水
- (2) 調理の際の排気
- (3) 側溝等の堆積物
- (4) 園芸、家庭菜園に伴うもの
- (5) ペットに伴うもの

## 飼い猫の飼養者の配慮

- 第 15 条 飼い猫の飼養者は、その飼い猫を適切に管理し、周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならない。
- 2 市長は、飼い猫が周辺の生活環境を損なうと認めるときは、当該飼養者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

### （解説）

1. 本条第 1 項は、良好な生活環境を確保するため、周辺の生活環境を損なうことのない飼い猫の飼養について努力義務を規定したものである。
2. 本条第 2 項は、飼い猫が周辺の生活環境を損なうときは、当該飼い猫の飼養者に対し、周辺の生活環境への配慮についての指導又は勧告することができることを規定したものである。
3. 飼い猫の飼養に関する規定のある法令としては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）等があり、罰則が適用される場合がある。
4. 家庭動物の飼養及び保管に関する基準（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号）第 5 2. において、「ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。」と規定しており、それを受けての努力規定である。
5. 努力規定としたのは、猫は、自由に家の内外を出入りさせる飼い方が通念となっているためである。

## 措置命令

第 16 条 市長は、第 12 条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

（解説）

1. 本条は、第 12 条の規定による指導又は勧告を受けた者に対し、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、指導又は勧告に従うよう命ずることができることを規定したものである。
2. 「正当な理由なく」とは、天災等の理由により、命令を履行することができない場合などをいう。
3. 命令の方法については、規則で定める書式により、対象者に書面を交付して行う。  
また、命令は、磐田市行政手続条例第 2 条第 5 号の不利益処分に該当し、磐田市行政手続条例の適用がある。
4. 命令を受けた者は、その命令について不服がある場合は、その命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議の申し立てをすることができる。

## 立入調査

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- (1) 第 10 条の規定に違反し、適切に管理されていない土地又は建物
- (2) 第 13 条第 1 項に規定する廃棄物を焼却する土地
- (3) 第 14 条第 1 項に規定する騒音又は悪臭が発生する土地又は建物
- (4) 第 15 条第 1 項に規定する飼い猫の飼養者の土地又は建物

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### （解説）

1. 本条第 1 項は、土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）・屋外における廃棄物の焼却行為への配慮（第 13 条第 1 項）・周辺的生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮（第 14 条第 1 項）・飼い猫の飼養者の配慮（第 15 条第 1 項）の規定に関して、必要な限度において、土地又は建物に立ち入り調査することができることを規定したものである。
2. 本条第 2 項は、立入調査をする職員の身分証明書の携帯義務と提示義務を規定したものである。
3. 本条第 3 項は、立入調査の権限について、規定したものである。
4. この条例の立入調査の規定は、相手方の同意を前提とする調査である。

## 公表

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第 1 項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

### （解説）

1. 本条第 1 項は、正当な理由なく命令に従わないときは、その事実を公表することができることを規定したものである。
2. 本条第 2 項は、公表については、公表行為の本人に与える社会的な影響・人権に配慮して、磐田市行政手続条例第 2 条第 5 号に規定する不利益処分に対応するものとし、弁明の機会の付与を義務付けている。
3. 本条第 3 項は、本条第 2 項による弁明があったときは、本条第 1 項による公表の際にその弁明の内容を公表することを義務付けている。
4. 公表は、磐田市公告式条例（平成 17 年磐田市条例 3 号）第 2 条第 2 項に定める掲示板への掲示その他市長が適当と認める方法（ホームページ等）により行うものとする。
5. 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 事実及び命令内容
  - (3) その他市長が必要があると認める事項

## 雑草等除去の代執行

第 19 条 市長は、第 10 条の規定に違反した所有者等が第 16 条の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該所有者等から徴収するものとする。

（解説）

1. 本条は、土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）の規定に違反した者が命令（第 16 条）を受けたにも関わらず、履行期間を過ぎても土地の雑草等の除去を行わないときは、市が雑草等の除去を行政代執行法の定めるところにより（他に方法がない、放置することが著しく公益に反すると認められるとき）代執行することができることを規定したものである。
2. 「雑草等」とは、雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するものをいう。また、「その他これに類するもの」とは、廃棄物以外のもので周辺的生活環境を著しく損なうおそれのあるものをいう。

## 委任

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（解説）

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則で定めることを規定したものである。

## 附則

### 施行期日

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（解説）

磐田市迷惑防止条例が平成 27 年 4 月 1 日から効力を発生することを規定したものである。

### 磐田市環境美化条例の廃止

2 磐田市環境美化条例（平成 17 年磐田市条例第 163 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（解説）

磐田市環境美化条例は平成 27 年 4 月 1 日から効力を失うことを規定したものである。なお、磐田市迷惑防止条例は環境美化の日の制定等、磐田市環境美化条例の内容を継承している。

### 経過措置

3 第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 16 条から第 19 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる迷惑行為について適用し、施行日前に行われた迷惑行為については、なお旧条例の例による。

4 この条例の施行の際現に廃止前の旧条例の規定により環境美化指導員を委嘱されている者は、この条例の規定により環境美化指導員を委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による環境美化指導員の残任期間とする。

（解説）

磐田市迷惑防止条例は、磐田市迷惑防止条例の施行日以後に行われる迷惑行為に適用し、施行日前に行われた迷惑行為については、磐田市環境美化条例を適用すること、また、磐田市迷惑防止条例の施行の際に、磐田市環境美化条例の規定により環境美化指導員を委嘱されている者は、磐田市迷惑防止条例の規定により環境美化指導員を委嘱されたものとみなし、その任期は、磐田市環境美化条例の規定による環境美化指導員の残任期間とすることを規定したものである。